

第四章 大都市地方の計畫

さてかくして全國的な地域配分及施設等の諸計畫が了つたならば次で此れの具體化として地方計畫が初まる譯であるが此の中再編成主義國土計畫が最重きを置くは大都市地方の處理である。

第一節 大都市是否

大都市適否の論は決定された如くで伸々決定して居ない。

それは何としても資本主義經濟上の魅力が大きいからである。

此についてナチスの國土計畫指導者フエーダアは

大都市の價值として

イ、行政、工業、商業、貿易、金融、その他宗教上、文化上の施設、交通關係の構造物強固なる集中。
ロ、公的生活に關與し得る印象。

へ、大なる勞働市場であり販賣市場である。

等々をあげ得るが然し大きな缺點である小兒饑饉、非土着性、交通禍等は許す事が出來ないとして居る。

一般的に云つて大都市否定論は一九〇〇年來の特に又英國の定論であるが一九四〇年の王立工業分散化委員會では再度次の様な缺點をあげその分散を勧告して居る。

イ、大都市死亡率の増大する重要原因は密集家屋内の居住と都市空中の汚染である。

ロ、都市中心部の不健康の爲に我々は長い通勤旅行をしなければならない。

ロンドン市民の鐵道通勤の距離は一九二四年の三・九哩から一九三三年には四・三哩に達した。かくしてロンドン市内の職業交通費は一家庭につき一年一五封となる。此は勞働階級の平均收入の八%である。

ハ、而して過度の集中の社會的弊害を救濟する爲には

(一) 大都市の改善

(二) 農業地方の文化施設の增加

(三) 工業と工業人口の分散

(四) ロンドンの發達の防止

を斷行しなければならない。

兎まれ國家が最國土計畫を必要とする「時」、又、それが可能となれる「時」即

國防國家建設

特に防空國土の建設

が要求されてゐる「時」である。而して又「國防國家建設」は生産能率の高揚、民族の繁榮（人口論的）等の要請を内藏して居る。

此れ等の課題が強く要求せられる様な「時」に今更大都市の否更定は問題となるまい。たゞ問題となるのは

大都市の限度の決定

大都市地方の決定

分散形式の決定

それ等の方法論

等であらう。

第二節 大都市の限度

さて然らば先づこゝに「大都市」の大きさの標準と云ふものがあり得るのであらうか。少くも都市の人口集積現象と都市自體の機能とが必ずしも合致する可きものでないとするなら大きさの標準はあり得ない。

それは「およそ都市としての標準の大きさ」と云ふ事になる。(此等については次の章でのべる)。

かくして大都市の標準と云ふものがないとするなら、而してそれは結局小都市を理想とするのであるならば、我々の採る可き方法はたゞ大都市の現状をどこ迄縮め得るかと云ふ事になる。

即「可能なる範圍にての最小の大きさ」それが大都市の夫々の標準となる。

然らば現代大都市はどの程度迄此を壓縮する事が出来るか。

自分は此を大東京の人口について検討して見て次の様な考へに到つた。勿論此れは概略な計算であるが一つの考へにはなり得る。

昭和十三年度推定人口	六、五〇〇、〇〇〇
收入ある無業者(家族共)	一五〇、〇〇〇
可分散工業の人口(同上)	一、六〇〇、〇〇〇
專門學校以上の學校に關係する人口	一八〇、〇〇〇
以上に屬する商業人口	一、四〇〇、〇〇〇
計	三、三〇〇、〇〇〇
殘存商業を二分の一に整理するとすれば	一、〇〇〇、〇〇〇
政治及文化人口	五〇〇、〇〇〇
計	一、八〇〇、〇〇〇

即、一應半減し得、更に政治都市たる機能を分ければ約二〇〇萬即現人口の $\frac{1}{3}$ に減じ得る。

此の算法を直に他に適用出来るか否かは頗る問題であるけれども少くも夫々の都市が不用人口及機能分化によりて可成りな人口がその都市にあるを要せず分散せしめ得る事が推せられる。

第三節 大都市地方の決定

さてかくの如き削減を大都市に要求するとして我々はたゞそれを削減せしめれば以つて足りりとなすか。

勿論否である。

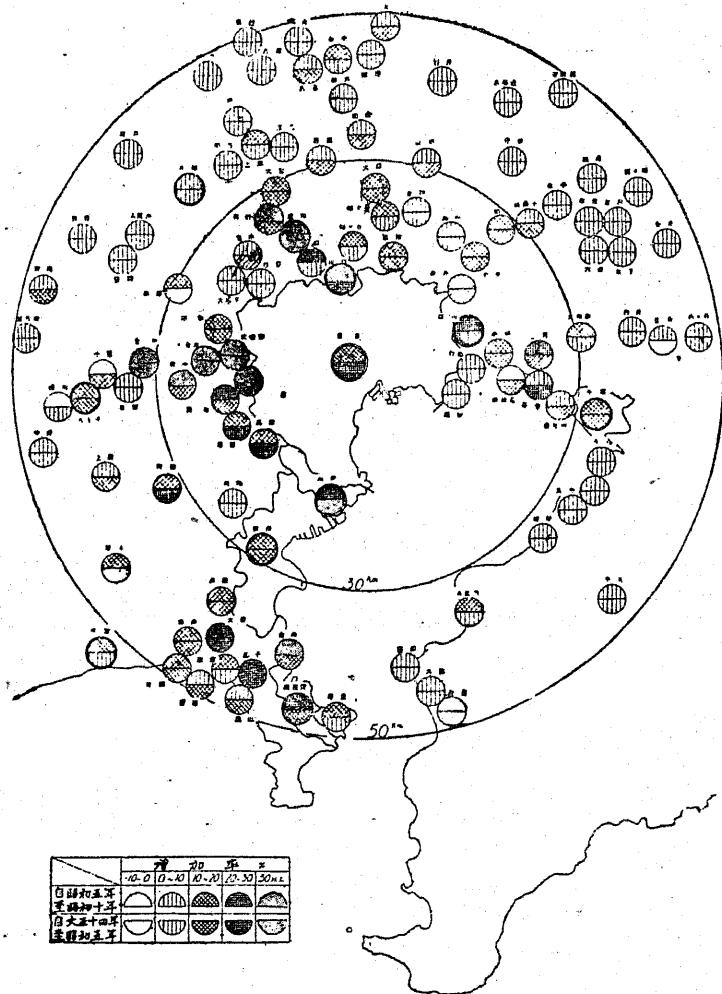
現代の國土は少くもそれ等の大都市を組織の結節として成立して居る。

従つて我々が撤退を要求する人口乃至都市内容の中にはその都市の中にある必要なきも「その都市にあると等しき便宜を有する地點にある」と要するものはあらう。

例へば大都市に於ける大學専門學校乃至工業に於ける印刷工業食糧品工業等々の如きそれである。

此等の爲に我々は先ず大都市の有する機能圈——その大都市の勢力圏を云ふ様なものを求めなければならない。

此を國勢調査の通勤圏によつて求めた所東京のそれが大體二〇糠——三〇糠である事が解つた。



人口増加率による大都市圏勢力図

又現實に大東京縁邊に於ける人口增加状態を見ると明に三〇糠の所に圈を割し得る。

而してそれは何人も知る大東京住居圈である。

即此の圈ならば交通施設その他の施し様によつては一時間半径にちさめ得大東京にあると同じ利便を享有せしめ得る。

即、此の圈内にての分散ならばさしづめの國力にブレーキをかける事はあり得まい。又此の圈内にての誘出ならば可能であり得様。——と云ふ事になる。

例、歐米大都市の地方計畫區域半徑

紐育	九五糠	倫敦	四〇糠
伯林	五〇糠	モスコ	二〇—三五糠

第四節 分 散 形 式

然らばいかにして此の圈内の諸内容を配分するか。

此れは自から上述の配意の中から出て来る。

即我々は先ず此の中に

抑 制 區 域

限 定 區 域

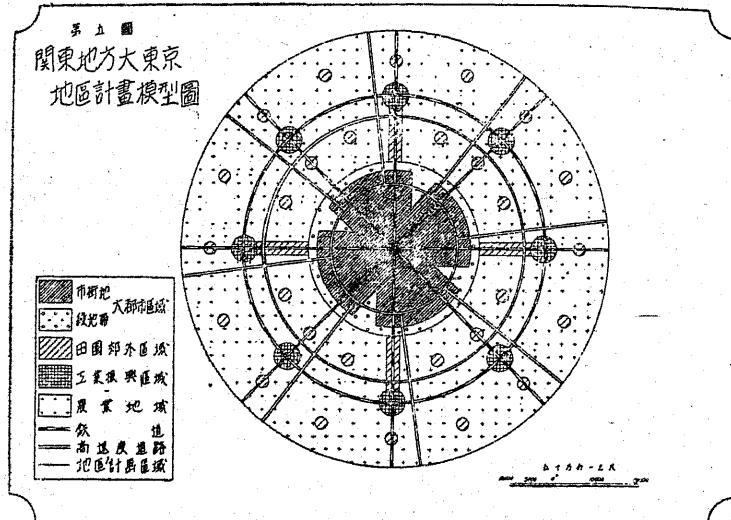
振 興 區 域

と分ける必要がある。

抑制區域とは即現在の大都市部分で此れはあらゆる方法で人口の流入を抑制し出来可くば分散を誘導しなければならない。

振興區域は即その大都市地方圈の最外周で大都市内のものを誘出するか或は大都市を指向して來た工業を喰ひ止め可き部分である。所謂衛星都市建設區域である。

限定區域は抑制區域と振興區域との中間にありその用途を綠地的に限定されたる區域である。



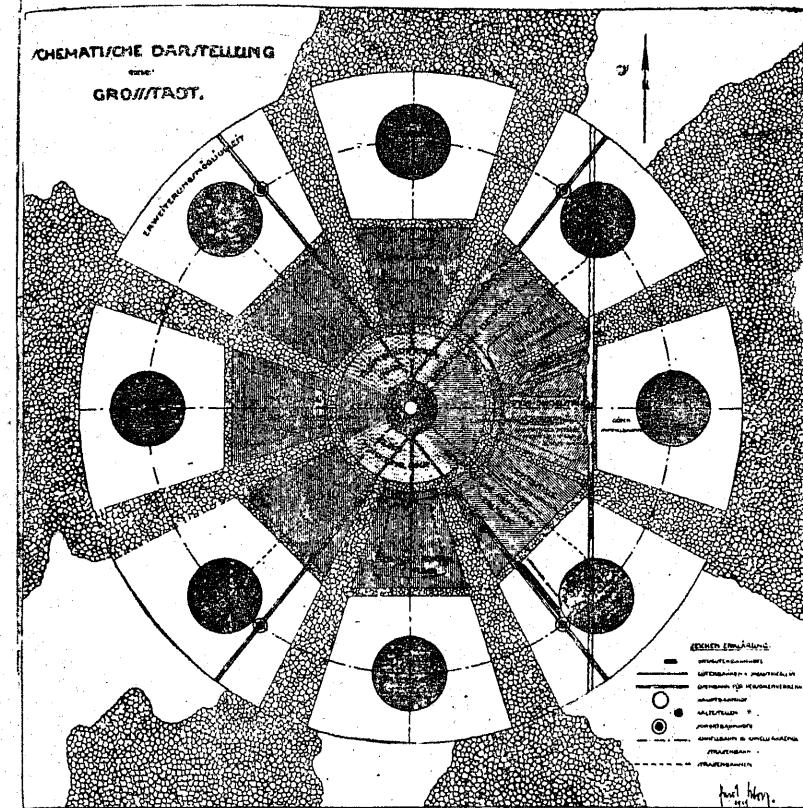


Abb. 158. Schematische Darstellung einer Großstadt. (Entwurf PAUL WOLF.)

外地街市都母は部心中。畫計方地市都大授教フルウ
るあで分部外郊が間中のそ市都星衛は形圓の部周

即先ず此れ等の區域に分かち右圖の如き規範計畫を想定する。
尤も此の場合此の「振興區域」たる衛星都市はその大きさを一〇萬程度とし又工業の質も母
都市に關係あるものに限るとしなければならないであらう。

第五節 方 法 論

一、母都に對して

此等の形態を與へる爲には種々なる方策を要する事勿論であるがその中次の様な事丈は最少
限度に於て必要であり且有效なりと考へられる。

母都市に對して

- イ、官公私にかゝはらず工場學校の禁止、轉出
- ロ、同上の對應策として衛星都市乃至地方都市の振興助成
- ハ、市中の工業用面積の集約化

例へば工業地域を整理し、全面的に各地域を専用地域化し又工業用埋立の停止をなす、等

二、空地の保存

例へば空地々區の設定、空地性都計事業の勵行（綠地、公園、廣場廣路等）

綠地帶の設定 放射及環狀

形綠地の設定
ホ、入市制限

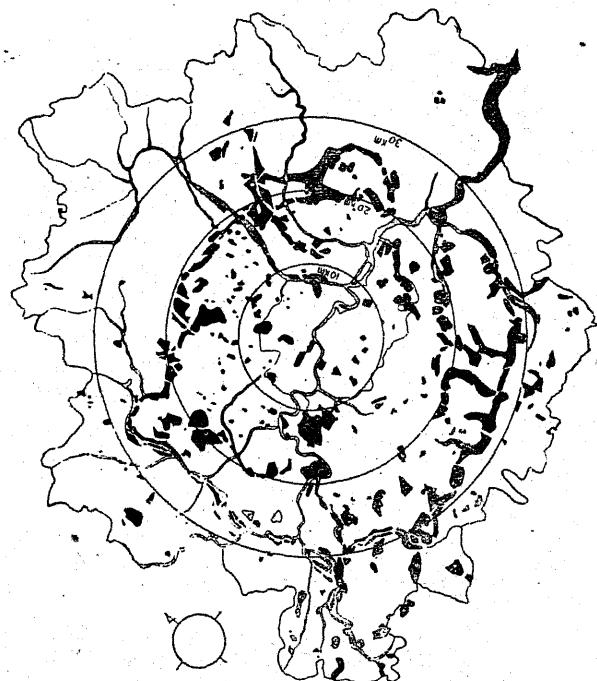
へ、交通機關の整備等であ

る。

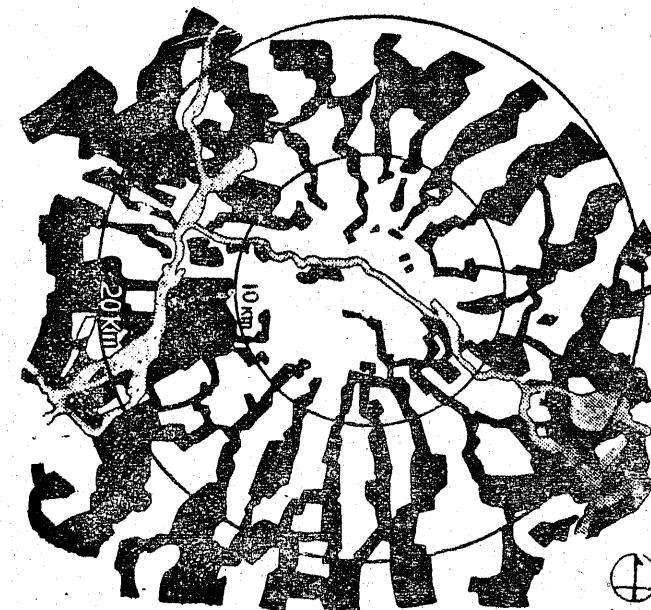
「ハ」の工業地域に關しては明
に再吟味の要がある。

既往の大都市の地域は都市の
自由發展を期待した所もあり龍
大に過ぎてゐる。

若し大都市抑制の考へがある
ならば何としても此れは「大都
市程縮少する」方法を探らなけ
ればならない。



ロンドン緑地帯圖



ベルリン緑地帯圖

又日本の地域制は一應住商工
と區別するけれども總て工業
地域であるとも云ひ得、それ等
はたゞ三馬力十五馬力五〇馬力
等と馬力を程度として殊別され
てゐるに過ぎない。

よつてこれを嚴密に住居地域
内は住居商業地域内の商店のみ
と云ふ風に専用地域化すれば工
業量を制限し得るのみならず都
市能率を増進せしめる。

「ホ」の入市制限については獨
伊が先ず先例を開いてゐる。

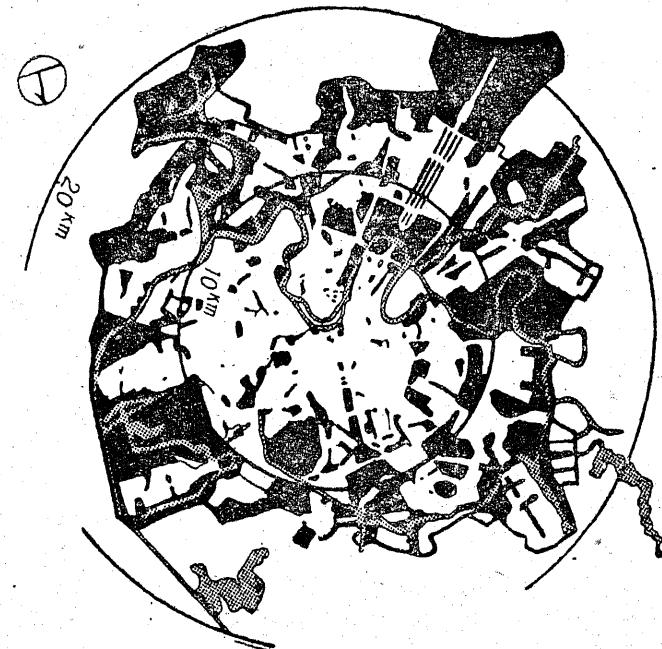
獨逸は一九三三年に小賣商保護法を出し人口三萬以上の都市の商業を許可制とし、既存の商店を保護なる形を探つた。

一九三四年には労働人口構成法によつて一般的に入市制限を爲した。

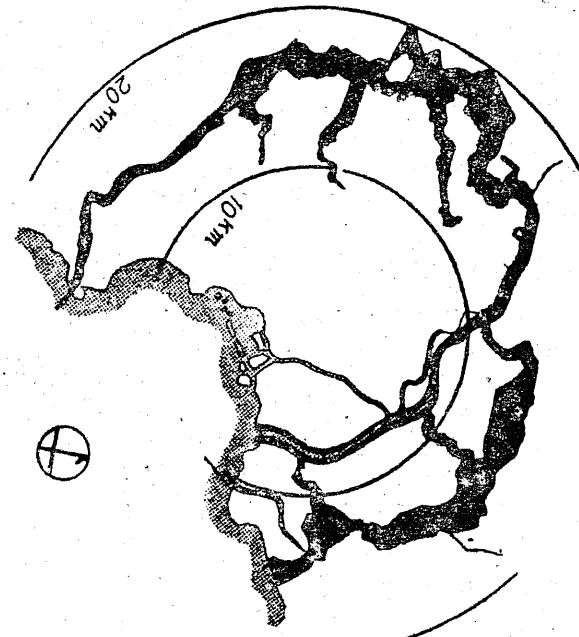
伊太利は一九三九年入市制限法を定め人口二萬五千以上の都市、縣廳所在地重要工業都市等の不要なる人口の新しく居住するのを制限した。

「ヘ」交通機關の整備は云々迄もなく客交通に對しては電車、工業に對してはトラックの爲に自動車専用道路が派せられなけ

モスコウ一帯綠地圖



東京綠地帶圖



ればならない。

二、衛星都市に對して

衛星都市に對しては此れが母都市の補助機關としてよくその責を完ふし得る様にしてやらなければならぬ。

即その爲には

- (イ) 重要私電の省線化を計る。
- (ロ) 高速度道路を建設し母都その他との連絡を計る。
- (ハ) 工場及住宅地建設の爲土地收用又は使用の途を開く事。
- (ニ) 工場及住宅地の價格高騰の抑制。

(ホ)工場誘致機關の設置。

(ヘ)動力及工業用水の低廉なる供給。

(ト)相宅供給の助成。

(チ)上下水道瓦斯その他一般の都市施設の助成。」

(リ)教育及文化施設の助成。

等の方策があげられる。

又、衛星都市及母都の中間の限定期域は或部分は住宅地に或部分は農業地域に限定する方策を探る。

即住宅地（田園郊外區域）に對しては

(イ)區域を指定してその周邊を綠地帶又は農業地域に接せしめる。

(ロ)工場の新設擴張を禁止又は制限する。

(ハ)空地々區を指定する。

(ニ)公園綠地の保持。

(ホ)その他住宅地又は農村中心地としての各種施設を講ずる。

又農業區域に對しては

(イ)農業上必要なる建築場その他工作物以外のものは原則として禁止。

(ロ)交通機關の認免許の調整。

(ハ)都市計畫區域内と雖も土地區割整理施行地の制限。

(ニ)農業生産場の増産、加工、配給の圓滑を計る爲農業土木施設、農業共同施設、農產物配給施設、農業災害防止施設、その他の助成。

と云ふ様な事が考へられなければならない。

(此等の條件は第七回全國都市問題會議總會研究報告。都市計畫東京地方委員會提出「大東京の膨脹」による)

三、推進力としての防空計畫

方法論の第二としては此れの實施であるが以上の様な諸方策も結局國土計畫地方計畫に關する「強力」な法制がなければ實現し難い。

又、例へそれがあつた所で此れを急速に且徹底的に實現する事は法制のみにてはいかんとするあたはざる事に屬する。

而して今我が國に於て此れ等の方策の推進力たるんとしてゐるのは實に目撃にせまつてゐる

防空の問題なのである。實に防空の要求する總ての條件は直ちに此等の方策に合致する。

尤、防空計畫自體は未だ應急にとらわれてかくの如き徹底計畫によれるのを恐れる如くであるが問題はその徹底計畫の可能の年月にある。

これを自由主義的な日々好日的心地で漫々と行ふならば百年千年を待つと雖「大和民族の沃地」を期待する事は出來ない。

否。それ所かその間我々は日に日に深まりゆく、沒落の深淵をのぞいて居なければならぬのである。

問題は「實行力」の大小である。

若し此れを國民必死となり、獨逸の先例にならひ例へば「勞働義務法」に従つて爲す等に出ずるならば、又「公益優先」「防空優先」を眞に覺つて行動するならば、かくの如き木造バラック都市の整形の如き幾何の年月を要し様。

かくして自分は「防空」に對する國民の自覺こそは大都市疎開計畫の唯一の鍵であると考へるのである。